

日中サービス支援型共同生活援助について

1. 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨

日中サービス支援型共同生活援助は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型。短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

2. 日中サービス支援型共同生活援助の特徴

・ 常時の支援体制の確保

日中サービス支援型共同生活援助においては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

・ 指定短期入所の併設

日中サービス支援型共同生活援助の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援に応じるため、指定短期入所（空床型を除く）を行う。

なお、指定短期入所は、原則として当該日中サービス支援型共同生活援助と併設又は同一敷地内において行うものとする。

・ 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価

日中サービス支援型共同生活援助は、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（ ）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

3. 現在の状況

令和2年9月1日より、城南学園グループホーム事業所が日中サービス支援型共同生活援助として支援を始めており、令和3年度中に協議会等への報告を行う必要があり、現在、評価の方法等について、他都市の例を参考に検討を進めている。